

## 平成29年12月定例会 自然再生・循環社会対策特別委員会の概要

日時 平成29年12月20日(水) 開会 午前10時 5分  
閉会 午前11時50分

場所 第5委員会室

出席委員 石井平夫委員長  
松澤正副委員長  
杉島理一郎委員、細田善則委員、小久保憲一委員、齊藤邦明委員、  
小谷野五雄委員、江原久美子委員、萩原一寿委員、鈴木正人委員、  
秋山文和委員、松坂喜浩委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部]  
宍戸信敏環境部長、森美秀環境部副部長、永島裕久環境部副部長、  
石鍋恵子大気環境課長、田中淑子水環境課長、酒井辰夫産業廃棄物指導課長、  
安藤宏資源循環推進課長  
[企画財政部]  
鈴木柳蔵土地水政策課長  
[農林部]  
林淳一農村整備課長  
[県土整備部]  
加藤智博参事兼河川砂防課長、秋山栄一水辺再生課長  
[都市整備部]  
平賀和正都市計画課副課長  
[下水道局]  
本田康秀参事兼下水道事業課長

### 会議に付した事件

水質浄化と資源循環社会の形成について

### 小谷野委員

- 1 合併処理浄化槽への転換促進について伺いたい。浄化槽を個人が設置した場合、点検など必要な維持管理を行わないこともあると聞いている。市町村整備型は、確実に維持管理が行われるなど良い点があるので進めていくべきと考えているが、市町村が導入を進めたがらない理由は何か。
- 2 点検などの維持管理費用は市町村型の方が安くなるのか。

### 水環境課長

- 1 市町村が整備する場合、浄化槽という行政財産を抱えることや、事務負担が増えることになるため導入が進まない。事務負担については、事務処理のノウハウがないことが要因であることから、県職員が説明するという形で導入の支援をしている。
- 2 維持管理費用については、市町村整備型と個人設置型は同程度である。

### 小谷野委員

市町村整備型の合併処理浄化槽の導入について、積極的でない市町村に対しても、何らかの工夫をして、導入するよう、県として更に進めていくべきではないのか。

### 環境部長

市町村整備型の導入に当たり、市町村には、地方債などが有利に活用できる等、財政的なメリットがある。一方で、浄化槽使用料の徴収事務の発生や、浄化槽設置工事を進める技術職員の不足といった課題がある。そのため、県としては、これまで、徴収事務システムの開発支援や、市町村に職員を派遣して技術的なアドバイスを行っている。このような支援を通じて導入を促していく。

### 小谷野委員

市町村に対し、何年までに全部合併処理浄化槽に転換しなければならないなどの目標設定をさせるなど、市町村がやらざるを得ない仕組みを作って市町村整備型を進めてほしい。（要望）

### 杉島委員

- 1 県ホームページには、平成23年度データで24市町の農業集落排水施設の普及率の状況が出ているが、普及率が100パーセントを超えるところもある。100パーセントを超えているとはどういうことか。また、農業集落排水施設への接続率が平成23年度ではまだ8割であるため、普及率よりも接続率の方が指標として重要であると考えられるがいかがか。
- 2 農業集落排水施設は、市町村にとっては赤字で負担となっていると聞くが、農業集落排水事業を今後どのように進めていくのか。

### 農村整備課長

- 1 普及率については、整備した地区に実際に住んでいる方の人口を計画上の対象人口で割って算出しており、分母が計画上の人口であるため実際の数字と違っていることから

100パーセントを超えることもある。計画上の人口に対してどれだけの人口が処理できるかという目安として普及率を定めている。

- 2 今後の進め方については、農業集落排水の整備計画地区147地区のうち、整備済みと整備中を合わせると144地区であり、残り3地区で埼玉県全地区が完成となる。県としては残りの3地区について早急な整備を進めていきたいと考えている。

### 杉島委員

計画上、147地区が完成すると普及率は100パーセントとなるが、重要なのは農業集落排水施設に接続しているかどうかである。平成23年度の接続率は79.9パーセントとなっているが、平成28年度末では何パーセントとなっているのか。また、普及率よりも接続した人口を100パーセントとしないと地域全体としてはきれいにならない。その辺りについてどのように考えているか。

### 農村整備課長

実際に接続されているかも重要と考えており、整備済み地区については全戸が接続するよう市町村を指導しているところである。現在の接続率については調べて後ほど回答する。

### 杉島委員

小谷野委員の質問でも合併処理浄化槽の整備を市町村が進めていくべきであるとの話があったが、県としては、合併処理浄化槽の整備と農業集落排水施設への接続のどちらを進めていくのか。

### 農村整備課長

各市町村が生活排水の処理区域を定めているので、農業集落排水区域については集落排水事業を進めていき、浄化槽整備区域については合併処理浄化槽を進めていくこととなる。

なお、先ほどの質問だが、農業集落排水施設の接続率は、平成28年度末は83.6パーセントとなっている。

### 細田委員

- 1 水質事故を引き起こすおそれのある一部の悪質な事業者もあると思うが、県が行った事業者への立入検査の実績と、そのうち悪質と判断し警察と連携して取り組んだ事例があれば教えていただきたい。
- 2 11月に起きた古綾瀬川における水質事故について、原因者に対して行政処分を行ったとのことだが、その後のてん末を教えていただきたい。
- 3 荒川水循環センターでの段階的・高度処理の導入予定はどうか。

### 水環境課長

- 1 平成28年度、2,688件の立入検査を実施した。警察と連携した件数までは把握していないが、必要に応じて警察に情報提供するなど連携している。
- 2 処分に係る改善が適正に行われたことが確認できたため、現在は排水を認めている。原因は、タンクの亀裂により汚水が場外に流出したことであった。これを受け、県としては、同様のタンクを保有する140の事業者について、緊急の立入検査を実施してタンクの点検を行った。事故が起きた際の対応の体制を確認するとともに、場外に流出することがないように指導したところである。

### 参事兼下水道事業課長

- 3 高度処理は、河川の水質浄化に加え、東京湾の富栄養化防止を目的に、有機物のみならず窒素やリンを除去するものである。東京湾流域にある8の水循環センターには水処理施設が34系列あるが、荒川水循環センターには8系列あり、平成28年度末現在、そのうちの1系列が高度処理対応となっている。残りの7系列については段階的処理を平成32年度までに導入予定である。

### 細田委員

段階的処理は運転方法の工夫で実現できるのであればもっと早くから導入すればよかったのではないかと。

### 参事兼下水道事業課長

供用開始以降の埼玉県下水道公社による長年の運転管理の経験を基に生み出した手法であり、国では、埼玉県をモデルケースとして、この手法を全国展開する方針を立てていると聞いている。

### 萩原委員

- 1 下水道の普及に向けて今後どのように取り組んでいくのか。また、直近3年間の普及率の実績はどうか。
- 2 河川の水質浄化において合併処理浄化槽の法定検査も重要と考えているが、現在の法定検査の受検率はどうなっているのか。また、保守点検、清掃、法定検査の3点セットの一括契約を進めることは重要だと考えている。現在、一括契約の導入状況はどうなっているのか。

### 参事兼下水道事業課長

- 1 下水道は、人口が比較的密集しており、合併処理浄化槽による処理よりも効率的である地域を対象に整備することとしており、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」において、平成37年度を目標年度として、下水道や合併処理浄化槽等による汚水処理の普及率を100パーセントにすることを目標としている。その中で下水道は、全体の人口の86.9パーセントをカバーする目標となっている。直近の普及率は、平成26年度末が79.2パーセント、平成27年度末が79.7パーセント、平成28年度末が80.3パーセントとなっている。

### 水環境課長

- 2 平成28年度の法定検査の受検率は14パーセントで、全国に比べ低い状況になっている。現在一括契約制度を導入しているのは11市町であり、今年度については、朝霞市と新座市が7月から、鴻巣市が11月から一括契約制度を開始している。

### 萩原委員

- 1 法定検査の受検率が低い理由はなぜか。また、どうやって受検率を上げていくのか。
- 2 一括契約について、家庭のほか業者に対しても周知すべきと考えるがどうか。

### 水環境課長

- 1 本県の法定検査の受検率が低い原因は、検査の制度ができる前の高度成長期に単独処

理浄化槽が増えたためである。県としては、法定検査について、21人槽以上の浄化槽の管理者への指導に加え、今年度から11人槽以上の浄化槽の管理者への指導を実施している。

2 一括契約については地元の清掃業者などと打合せを行い進めている。

### 萩原委員

県外の業者が安く参入して3点セットを一括契約ではない形で進めていると聞いている。何らかの縛りを掛けていかなければいけないのではないかと考えるがどうか。

### 水環境課長

本県では、法定検査を受検していない場合、保守点検を行った保守点検業者が浄化槽管理者に通知することを今年4月から埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則で定めた。県としては、今後、法定検査未受検の場合に通知が適切に行われるよう対応していく。

### 秋山委員

- 1 立入検査を2,688件実施したとのことだが、そのうち行政指導等を行った件数はどれくらいか。
- 2 過去、江戸川でかび臭物質が見つかったとして、水道水の供給に問題が生じたと思うが、その後どうなったか。
- 3 汚れの発生源別割合として、処理された生活排水が27.7パーセントとあるが、この処理された水の汚れというのはどういう意味か。
- 4 東京湾の富栄養化防止を目的とした高度処理は、首都圏の下水道事業で義務付けとなっているのか。
- 5 段階的処理と高度処理のそれぞれにより得られる放流水質はどうか。
- 6 台風など大雨時の下水処理場の運転管理はどのようにしているのか。

### 水環境課長

- 1 勧告などの行政指導が246件、行政処分としての改善命令が2件である。
- 2 水環境課は浄水場を管轄しておらず、情報が入っていないが、江戸川でかび臭が発生したとの話は最近聞いていない。
- 3 処理された生活排水とは、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽で処理されたものである。どの処理施設で処理されても汚れはゼロにはならないため、処理された生活排水の汚れとは処理されて残った汚れということである。

### 参事兼下水道事業課長

- 4 東京湾については、国の地方整備局による調整も踏まえ、各都県、各下水処理場からの許容放流負荷量が割り当てられており、これを基に下水道法に基づくマスタープランである「流域別下水道整備総合計画」が定められ、各処理場の目標とする放流水質などが決められている。下水道事業の実施に当たっては、下水道法に基づく事業計画において施設計画等を定める必要があり、上位計画である「流域別下水道整備総合計画」に適合する必要があるとされていることから、法的に義務付けられている。一方で、計画に沿って直ちに高度処理施設を整備することは困難なため、国の方針では、施設の改築等に併せて所要の構造とすることとされている。下水道局としては、それまでの間により早期に水質改善を図るべく、段階的処理を導入することとしている。

- 5 本年10月から段階的・高度処理の運転を開始した中川水循環センターの例では、段階的・高度処理の2か月の運転実績で、全窒素が1リットル当たり平均約13ミリグラム、同じ中川水循環センターの高度処理の平成29年度の実績で1リットル当たり平均約5ミリグラムである。
- 6 水処理能力を上回る下水については、沈殿・消毒による処理を行い放流している。

#### 秋山委員

市町村整備型を進めるとのことだが、県内の導入市町村はいくつあるのか。

#### 水環境課長

県内の導入状況は、10市町村、1組合である。市町村数とすると12市町村となる。

#### 小久保委員

- 1 平成37年度までに生活排水処理率を100パーセントとすることを目標にしているが、水質の確保には維持管理が重要である。保守点検、清掃、法定検査について、それぞれ罰則規定があるが、行政処分を行ったことはあるか。
- 2 県内において、市町村整備型と個人設置型の合併処理浄化槽が混在し住民負担に差が生じている市町村がある。県として、混在した状況でもよいと考えているのか、それとも全てを市町村整備型で転換することを目標としているのか。

#### 水環境課長

- 1 維持管理において、浄化槽保守点検業者登録条例に基づく取消しの行政処分が1件ある。今年度においては浄化槽法の行政処分が1件あるが、これは保守点検業者が浄化槽のところに行っただけで点検をしなかったためである。
- 2 個人設置型とするか、市町村整備型とするか、あるいは混在とするかについては、各市町村が地域の実情に合わせて決定していくことになる。しかしながら、県としては、市町村整備型は良い制度であるので、各市町村に対し、市町村整備型を勧めていく。

#### 小久保委員

市町村の判断ということは理解するが、住民サービスに不公平感が出ることになることから市町村整備型を進めてほしい。(要望)

#### 松坂委員

廃棄物処理基本計画の施策指標である「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」について、目標値の数値の算出の考え方を教えていただきたい。

#### 資源循環推進課長

目標値は、国の目標値を参考に、削減状況を勘案して設定している。現状としては、目標設定時から目標値まで平均的に削減されることを想定した予想値とほぼ一致しており、順調に削減が進んでいると考えている。

#### 松坂委員

総務部の統計資料を見ると、平成26年度は1人1日当たりのごみ排出量が897グラムとなっており、当該計画の値とかなり離れ大きいのが心配だったが、その理由につい

て伺いたい。

### 資源循環推進課長

ごみ排出量にはいろいろな定義があり、当該計画の値は家庭系ごみであるが、統計資料の値は事業系ごみや集団回収も含めた値である。現状値については、各市町村から実際の値をもらって集計したものであり、今後も数値管理をしっかりと行っていく。

### 松坂委員

総務部の統計資料で見ると、平成26年度は熊谷市が1人1日当たり1,167グラム、東秩父村が1人1日当たり643グラムと差が大きい。この差の理由としてどのようなことが考えられるか。

### 資源循環推進課長

ごみの排出状況の違いに明確な傾向はないが、都市部と農村部など地域性が考えられる。毎年度、市町村への聞き取りを行って状況を把握しているので、それを基に引き続き削減を働き掛けていく。また、排出量の違いが生じるもう一つの原因は分別で、多い市町村だと12種類や15種類に分別するが、8種類という少ないところもあり、それがリサイクルへの理解の差として出ると考えている。これらの排出量は、収集運搬車両で収集されている一般廃棄物の排出量になるが、食べ残しや紙などから成っており、それぞれに県として対策を講じている。市町村によって地域特性がいろいろとあるため、市町村に話を聞きながらしっかりと取り組んでいく。

### 鈴木委員

- 1 河川の水質と河川にたまったヘドロの関係はどうか。また、ヘドロのしゅんせつをしないと水質はどうなるのか。さらに、住民や市町村から要望があるヘドロのしゅんせつに、県としてどの程度応えられているのか。
- 2 下水道の整備における段階的・高度処理の導入において、運転方法の工夫により高度処理に準じた水質を得るとのことだが、具体的な内容を伺いたい。
- 3 合併処理浄化槽への転換が年間1,000基から1,200基行われているが、生活排水処理人口普及率を平成37年度までに100パーセントにするには、合併処理浄化槽への転換をあと何基行う必要があると分析しているのか。
- 4 水質が徐々に改善されている中で、水質事故の発生件数は横ばいとなっていることについてどう考えているのか。
- 5 関係機関と連携した早期発見の取組として、不法投棄110番を設置したとあるが、通報件数はどれくらいか。また、警察からの出向や警察OB職員の配置をしているとのことだが、警察との連携によってどのような効果があるのか。

### 水環境課長

- 1 通常、汚濁した水が河川に流入すればヘドロは蓄積されるものと考えている。一方で、ヘドロの巻き上がりにより水中が酸欠状態になるようなこともある。そのため、汚れた水を極力出さないようにして河川の水質を良くしていこうと考えている。
- 3 平成28年度末現在、浄化槽整備区域には、約9万7,000基の単独処理浄化槽があると推計している。平成37年度までに約2万基を転換していかなければならないため、毎年2,000基の転換が必要と試算している。しかし実際には年間の転換数が1,

100基程度となっており不足している状況である。

- 4 異常水質事故の発生原因は、事業活動に伴うもの以外にも、交通事故、家庭からのものもあり未然防止は難しい。平成28年度においては、水質汚濁防止法により立入検査を行っている工場などが原因となった事故は全体の6パーセントにすぎない。事業場への立入検査ではカバーできない対象に周知するため、県では、10月頃に、県内市町村に広報誌への掲載を依頼した。その結果、15の自治体の広報紙に掲載され、4の自治体についてはホームページに掲載された。

#### **参事兼下水道事業課長**

- 2 流入してくる汚水に対して、最適な空気量を調整し、標準的な処理では除去しきれない窒素やリンを除去している。この手法は、処理できる汚水の量が減ってしまうため、能力不足とならないよう高度処理導入に向けた段階的なものとして行っているが、長年の運転管理の経験を基に生み出した手法である。

#### **産業廃棄物指導課長**

- 5 不法投棄110番の通報件数について、平成28年度は82件あった。そのうち産業廃棄物に関するものは4件で、多くは生活ごみなどの一般廃棄物に関するものであった。ごみはごみを呼ぶと言われるとおり、そのままに放置すると更にごみが投棄される傾向があるので、早期対応は再発防止に効果がある。警察との連携については、平成28年度に23件、平成29年度は既に25件行っている。多くは産業廃棄物の不適正処理の現場への同行や野外焼却についてであり、共同で指導を行っている。効果としては、早期に警察に入ってもらうことにより、早期の事件化や悪質な事業者に対する相当の抑止効果がある。

#### **鈴木委員**

- 1 堆積したヘドロを放置していれば河川の水質にも影響があるものと考えているがどうか。
- 2 必要な転換数が毎年2,000基であるのに対し、実際の転換数が1,100基程度とのことだが、この不足分をどのように埋めて目標を達成しようと考えているのか。

#### **水環境課長**

- 1 放置されても絶対に水質悪化につながらないということはないと考えているが、しゅんせつの実施には多額の対策費がかかるという問題もあるので、必要不可欠な箇所からヘドロの除去を進めているのが現状である。
- 2 引き続き予算確保に努めており、市町村にも予算確保を要請している。ただし、市町村整備型は住民の初期負担が少なく転換割合が高いことから、県としては市町村整備型を推進して転換を促進していく。

#### **水辺再生課長**

- 1 河川のしゅんせつについては、主に流下能力の確保のため堆積土砂を撤去している。水質改善に関しては、公害防止計画に位置付けのある鴨川などの河川で、計画的にしゅんせつを実施している。また、過去には清流ルネッサンスの取組としてヘドロのしゅんせつを実施したこともある。

## 鈴木委員

ヘドロのしゅんせつが必要な箇所を県はどのように把握しているのか。また、水辺再生事業で実施した箇所のしゅんせつも必要と考えるが、実施していく考えはあるのか。

## 水辺再生課長

しゅんせつが必要な箇所は、地元要望などとして県土整備事務所を通じて把握している。また、川の再生は河川空間の整備と水質改善の大きく2本柱で取り組んでいるものであり、関係部局との適切な役割分担の下、連携しながら進めていく。

## 江原委員

- 1 先ほど、廃棄物処理基本計画の目標値は国の目標を参考にしているとの話があったが、市町村がそれぞれ立てた目標値の積み上げが県の目標値であるという理解でよいのか。
- 2 事業系ごみ削減キャンペーンとはチラシを配るだけなのか。
- 3 市町村等の焼却施設搬入口における展開検査は一般廃棄物削減に非常に効果があると思うが、各市町村の実施回数など、実施内容はどのようなものか。

## 資源循環推進課長

- 1 県の目標値は、国の目標値を参考に独自に設定したものである。市町村には、毎年度集まっていただく機会があるので、その際に県の目標として説明している。
- 2 チラシは、市町村への配布だけでなく、商工会連合会などの事業者とのパイプが太い団体を通して事業者へ直接届けるとともに、広報誌やホームページなどに掲載してもらっている。
- 3 展開検査の実施状況は市町村によって差がある。上尾市は資料にあるとおり実施して実績を上げているが、人員などの関係で実施できない市町村もある。展開検査の方法はいくつかあり、一番簡単なのは焼却炉の投入口前にごみを下ろしてもらう方法だが、費用があればベルトコンベアに展開する方法もある。実施方法を紹介する研修会を開催し周知を図っている。実施回数等の集計は行っていない。

## 江原委員

展開検査は、上尾市の例のように効果があると思うので、積極的に取り組んでほしい。  
(要望)